

茨城県における侵入病害虫に対する調査・防除体制

茨城県農業総合センター 病害虫防除部 か しま てつ ろう
(茨城県病害虫防除所) **鹿 島 哲 郎**

はじめに

病害虫防除所は、植物防疫法によって都道府県に設置が義務付けられており、地方における植物検疫のほか、侵入調査事業、発生予察事業、防除企画などを担っている。近年、農産物や種苗をはじめ、物的、人的な国際的移動が増加および多様化している。それに伴い、日本国内未発生または国内の一部地域にのみ存在し、国内へ侵入または他地域へ侵入した場合に農業生産に重大な被害を及ぼす病害虫の侵入・まん延リスクが高まっている。そのため、以前にも増して侵入警戒・まん延防止体制の強化が求められるようになった。植物防疫法には、これら病害虫の侵入・まん延を防止するため侵入調査事業が定められている。従来は、主に都道府県が申告した病害虫を調査対象としてきたが、今般の植物防疫法の改正に伴い、都道府県は原則として法律に定められた37種すべての病害虫を調査対象とし、寄主植物（作物）の生産額順位等を考慮して調整することとなった。これにより、茨城県は7種から29種に増加した（表-1）。また、侵入調査事業の対象ではないが農作物に大きな被害をもたらす病害虫の侵入リスクも高まっており、人員不足傾向にある病害虫防除所にとってそれらに対する対応が大きな負担となっている。本稿では、2024年1月に開催された日本植物防疫協会シンポジウム「新規病害虫の侵入・蔓延防止を考える」において行った講演「茨城県における侵入病害虫に対する調査・防除体制」の内容を中心に紹介する。

I 茨城県における発生予察調査実施体制

植物防疫法に定められた侵入調査対象病害虫およびその他の重要な新規病害虫を調査するにあたり、病害虫防除所で最もエフォートの高い病害虫発生予察調査抜きで考えることはできない。そこでまず、本県における発生

予察調査について簡単に触れておく。

当所は、防除指導課、発生予察課の2課制で、発生予察課が発生予察および侵入調査業務を担っている。発生予察は、対象作物別にそれぞれの対象病害虫の発生調査を行い、フェロモントラップや予察灯（誘蛾灯）のデータ、病害虫防除員（県から委嘱され、発生予察事業等の一端を担う。本県は、農家84名、JA職員3名に委嘱）からの報告なども併せ、当該月に注意すべき主要病害虫の発生を予測して農家や関係機関に情報提供するものである。

本県は、作型も含めて延べ24作物、234病害虫を対象としている。また、農業研究所および園芸研究所に県予察圃を1か所ずつ、現地に地区予察圃30か所、巡回圃215か所を設置し、このほか、イネ縞葉枯病のひこばえ調査で約400圃場、果樹カメムシ類の越冬および春季調査で17か所、フェロモントラップ調査で巡回圃以外に4か所、予察灯2か所を調査している。農業研究所では水稲、ムギ、ダイズ、サツマイモの、園芸研究所ではナシ、ブドウ、カキ、レタス、ハクサイ、ネギ、ナスの県予察圃を設置し、それぞれ慣行防除区、無防除区を設けて調査を行っている。現地の地区予察圃、巡回圃から当該月に対象となる作物の圃場を巡回して調査を行っている。繁忙期の6～10月は月20～25コースを調査し、1コース当たりの巡回地点数は4～16か所、走行距離は1コースあたりおおむね130～180kmの範囲である。調査は、安全確保、効率化のため原則2人1組で行う。天候等の影響により調査予定は頻繁に変更され、繁忙期は綱渡り状態である。

II 茨城県における侵入調査

侵入調査対象病害虫は、植物防疫法改正により見直されて38種となり、都道府県は、海空港で調査する1種を除く37種が対象となった。そのうち、本県は29種が対象である（表-1）。

日本全土で必要な調査地点数は、統計学的に1病害虫当たり100地点以上と算出され、都道府県別地点数は、

Surveillance and Management System against Invasive Pests and Diseases in Ibaraki Prefecture. By Tetsuro KASHIMA
(キーワード：侵入病害虫、新規病害虫、防除)